

県民の皆様へ

鳥取県西部地区において、新型コロナウイルスの感染が拡大したことに伴い、鳥取県が、7月21日から8月3日まで、米子市内の一部の飲食店等に営業時間短縮要請を行うこととされたことなどを踏まえ、県民の皆様へ、これまでの要請事項に加えて、次のことを要請します。

要請の期間は、令和3年8月22日までとします。

(都道府県をまたぐ移動について)

1. 鳥取県が不要不急の外出自粛を要請している鳥取県西部地区との往来については、慎重に判断してください。

ただし、やむを得ない仕事(通勤を含む)や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

(飲食店等の利用について)

2. これまで、「県外の方との飲食」について、鳥取県は、県内と同様に取り扱うこととしておりましたが、同県が飲食店等に営業時間短縮要請を行うことを踏まえ、7月21日から8月3日までは、「鳥取県」を例外的に県外として扱うこととしますので、県外の方との飲食の制限事項が適用されることとなります。

県としましては、県民の皆様にご不便をおかけする内容ではありますが、隣県であり往来が多い鳥取県で感染が拡大している状況を踏まえ、より慎重な対応が必要だと判断し、以上のような内容をお願いさせていただきますので、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年7月20日

鳥取県知事 丸山達也